

## 郵政民営化委員会（第77回）議事録

- 1 日時：平成24年6月1日（金）15：30～16：45
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：西室委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員
- 4 議事：今回の改正後の郵政民営化法について、政省令について

### ○西室委員長

それでは、ちょっと時間は早ようございますけれども、これから「郵政民営化委員会」第77回会合、実質的には第2回目の会合でございますが、開催させていただきます。

本日は委員数5名の中で全員の出席をいただいております。定足数は勿論、満たしているということでございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。

議題1は今回の改正後の郵政民営化法について、郵政民営化推進室から御説明をよろしくお願いいたします。

### ○南副室長

それでは、事務局の方から、改正をされました郵政民営化法の内容につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。資料1と右肩に打っておりますA3の大きな紙を2枚つけさせていただいております。現在の民営化法が左に書いてございまして、改正後の民営化法、その比較におきましてポイントを御紹介させていただきたいと思っております。

まず経営形態でございますけれども、先に2枚目の図を見ていただいた方がわかりやすいんですが、現在、左にございますとおり日本郵政の下に郵便事業、郵便局、貯金、保険と4つの会社がぶら下がる5社体制になってございます。この黄色で網かけをしてござい

ますところが、いわゆる特殊会社。白いところは普通の一般会社という位置づけでございます。

改正後は、ここの郵便事業会社と郵便局会社の2つの会社を合体させるということで、郵便局会社を存続会社として合併させるものでございます。これは御案内のとおり郵便事業と郵便局会社を分けたことに伴いまして、現場の方でさまざまな弊害が生じていました。例えば郵便局に郵便物が届かないという不着の申告をしても、全く要領を得た回答が得られない、あるいは配達員が途上で貯金を預かれない、そういった総合担務ができないというさまざまな弊害が出ておりましたので、今回2つの会社を一緒にする方法をとることになったということでございます。

3党の協議の中でも4社体制がいいのか、あるいはこの2社に加えて持株を一緒にくっつけて3社体制がいいのかというところは御議論がございましたけれども、郵便局会社と郵便事業会社をくっつけることに対しましては、3党協議の中でもそれほど大きな異論はなかったと聞いています。

株式保有の関係でございますが、政府が持っております親会社に対する株式。これは3分の1超保有を義務づけるという中身に変更はございません。ただし、その株式を早期に処分するのは、かつては努力義務でございましたけれども、今回御案内のように復興財源として日本郵政の株を活用しなければいけないという必要性が高まったことに伴いまして、早期処分義務というふうに位置づけを改めたということでございます。

金融2社に対する日本郵政の株式保有、3党協議の中で最も議論があった点でございますけれども、これにつきましては従来は10年間という期限を付けて全株処分を義務づけておりましたところ、これにつきましては全株処分を目指すというところの義務は引き続き残ってございますが、期限が外れた。その上、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務への影響、これはユニバーサルサービス義務への影響ということでございます。そういった勘案要素が加わった上で、できる限り早期に処分することが義務づけられてございます。

よく努力義務に後退したという言われ方をいたしますが、できる限り早期に処分すること自体は法定義務でございます、処分することに努めるという規定になっているものではございません。全株処分することを目指すということも義務として残されているということでございます。

ユニバーサルサービスの対象も大きな変更点の1つでございますけれども、従来は郵便だけでございました。しかも厳密に言いますと、民営化法にはそういう規定はありませんで、郵便法に基づいて郵便事業会社に郵便のユニバーサルサービスが義務づけられていたことにとどまっておりますが、このたび民営化法の中で明確に日本郵政及び日本郵便、この2つの特殊会社の双方に対しまして、郵便、貯金、保険の3事業を全国あまねく公平に提供する責務というものが明記されたということでございます。

小さい字で基金を廃止したと書かせていただいておりますが、従来はユニバーサルサービスを確保するための基金という制度が設けられていたわけでございますけれども、個々具体的なユニバーサルサービスを担保するための手法というものを、国が強制して押し付けるということではなくて、具体的にどういう形で担保するか会社の経営判断に委ねるという整理がなされたことに伴いまして、この基金を廃止することが決定されたところでございます。

現在、積み立てております基金は現在600億円ほどございます。それにつきましては基金の廃止に伴いまして、税の繰延措置も終わりますので、きちんと税金を払った上で事業資金として日本郵政が活用することができるようになるという変更が加えられているところでございます。

新規業務に関しまして、金融2社の新規業務のところがポイントになってくる点でございますけれども、保険業法、銀行業法、いわゆる業法に基づく金融庁による規制に加えまして、民営化法に基づきまして、これは金融庁と総務省共管ということになりますが、新しい事業を展開する場合に主務大臣の認可が必要である。その前には必ず委員会の意見を求めなければいけないという形になっております。この基本は変更ございません。

ただし、金融2社の株式が2分の1以上処分されて子会社でなくなるという重大な変化をとらまえまして、その日以降は認可制が届出制に緩和される。しかしながら、これは単純な単なる届出ということではありませんで、同業他社への配慮義務、そして民営化委員会にも必ずその旨を通知しなければいけない。そして問題があれば業務の全部または一部の停止も含みます、監督命令の対象になるという規制が加わるということでございます。

ここで3つ目の括弧で特定日以後と書かせていただいておりますが、これは上乗せ規制が切れるタイミングでございます、この考え方は実は改正前も改正後も変わりはありません。欄外の※1をごらんになっていただきたいと思いますが、この上乗せ規制が解除されるタイミングとしましては、両社の株式の全部を処分した日もしくは金融庁、総務省の両大臣が、もはや規制を続ける必要はないということで決定していただいた日の、どちらか早い日に規制が解除される。したがって、全株処分を前提とした規定は今でも引き続き生きているということで、御理解をいただければと思っております。

郵便と郵便局会社、今は郵便事業に関しましては大臣の認可、郵便局会社につきましては総務大臣への届出と、規制のレベルがまちまちでございましたけれども、合併に伴いまして届出制に一本化をする形になりまして、郵便事業にとりましては認可から届出に緩和をされる形になります。

この総務大臣への届出と申しますのは、これは言わば業法のようなものでございますので、これは全株処分があろうがなかろうが、これは金融2社の話でございますので、株式の処分云々に関わらず、ずっと届出は必要ではございますけれども、ここで移行期間と書かせてございますが、上乗せ規制が解除になった日以後の最初の3月31日までの移行期間中だけは、同業他社への配慮義務、民営化委員会の通知義務、監督命令の対象になるというプラス $\alpha$ の規制がかかっていることを御理解いただきたいと思っております。

郵貯・簡保の限度額の規制でございますけれども、これは政令で水準を規定することについては変更ございません。政令を改めるに当たりましては、民営化委員会の意見を必ず事前に聴かなければいけないという建てつけも変わってございません。ただ、右側に書い

てございますとおり、3党の合意というものがございまして、当面は引き上げないことを合意されております。これは法律に書かれているものではございませんけれども、附帯決議の中で、この限度額の政令と申しますのは競争関係ですとか、経営状況を勘案して政令で定めることになってございますので、その事情が変わらない限りは引き上げない。こういう国会答弁等で担保されているところでございます。これも御承知おきいただければありがたいと思っております。

かんぽの宿及びメルパルクと言われる郵便貯金施設の扱いでございますが、これも現行法では本年9月30日までに譲渡または廃止しなければいけないという義務がかかってございましたが、売るとか廃止することを国が強制するのはいかがなものかということで、この義務づけも廃止をされまして、当分の間は日本郵政、親会社がその運営管理をすることができる、特例業務として引き続き運営管理を行うことが明記されたところでございます。

郵便局の定義という項目がございます。これは、従来は郵便の窓口を行うものだけが郵便局というふうに位置づけられてございましたが、今回、ユニバーサルサービスの対象が3事業に広げられたことに伴いまして、郵便、貯金、保険の窓口業務、3事業一体で行うものを郵便局と改めさせていただいております。この郵便局の定義の変更に伴いまして、後ほど総務省の方から御説明がある設置基準の考え方というものに、多少影響が及んでまいるということでございます。

過疎地におきますユニバーサルサービスの一翼を担っております簡易郵便局なんですけれども、全体で2万4,000ある郵便局のうちの約4,000局が簡易郵便局でございますが、その明確な位置づけが現行法の中ではなかったということでございまして、受託者という言葉はされておりますけれども、法律上どこにも簡易郵便局という言葉が表れてございませんでした。それに対しまして3党間で御協議の結果、法律の名前も簡易郵便局法に変えよう。受託する施設全体を簡易郵便局と定義した上で、国営の時代に実はあったんですが、簡易郵便局長と呼称しても構わないという呼称規定の復活をしていただいたというこ

とでございます。こういう形で簡易郵便局の法的な位置づけも、より明確にさせていただいたということでございます。

郵便認証司という言い方が書いてございますけれども、これは裁判所からの特別送達でございますとか、内容証明郵便に対して公証力を付与するという非常に公的な、資格ではないんですが、そういうような制度が現在でもございます。これにつきまして現行法は使用人の中から監督管理の地位にある者。2人局、3人局の小さな局の場合ですと、どうしても局長だけということになってございまして、局長がいない間、内容証明を受け付けられないという不具合も生じていたことから、使用人の中から必ずしも監督の地位になくても、きちんとした研修を受けて推薦をいただいた方であれば、その業務を行えるように規制緩和をしていただいております。

その他と書いてございますが、本委員会の「3年ごとの民営化の進捗状況の総合的な見直し」というところは、業務のよりふさわしい表現ということで「総合的な検証」と改まっているという点が1つ。

業務の区分ごとの収支状況を公表する義務が課せられているわけでありましたが、従前は郵便とそれ以外のものしか収支が明らかになっておりませんでしたけれども、今後は日本郵便の区分経理ということでございますので、郵便と貯金と保険とそれ以外というものが、3事業とそれ以外の業務が区分され、収支状況がより明確に表れてくるということでございます。

これも国会での御議論で付け加わった点でございますが、郵政事業を行うに当たって公益性・地域性を発揮しなければいけないという責務も付け加わった。これは主として民主党さんからの強い要請に基づきまして、公益性・地域性を発揮するという点が明文として付け加わっております。

特殊会社たる日本郵政と日本郵便に対しましては、上場企業並みの情報の公表義務も追加されているという点も変更点でございます。

全体の改正法の施行期日でございますけれども、これも10月1日に全体として施行するというので今、政令の準備を進めさせていただいているところでございます。したがって、今年10月1日は奇しくも民営化がスタートしてから丸5年という節目のときでもございますので、そこで新会社の合併も行われるという形になろうかと思っております。

この改正民営化法そのものは4月27日に国会で成立いたしましたして、5月8日に公布されたということでございます。

以上、駆け足で恐縮でございますが、改正民営化法の御説明でございます。

○西室委員長

ありがとうございました。

第1回目でございますので、今回の法改正、新しい法の下ではどういうふうなことになるのかということの御説明をいただきました。

それでは、今の説明につきまして、あるいは説明していない部分があるのかもしれませんが、いずれにしても関連する御質問を。老川委員、どうぞ。

○老川委員

初歩的な質問で恐縮ですが、簡易郵便局はわかりました。特定郵便局の定義とか呼称はどんなふうになるんですか。

○南副室長

普通郵便局、特定郵便局という通称はございますけれども、法律上の位置づけとして両者の区別も含め定義されているものはございません。要するに3事業を一体として行う郵便局のカテゴリの中に、特定局も普通局も含まれるということでございます。

○西室委員長

米澤委員長代理、どうぞ。

○米澤委員長代理

教えていただきたいのですけれども、特に金融2社の件ですが、これは株式を処分していくということを、日にちはともかくして、2分の1以上と全部ということで説明はわか

ったのですけれども、1つは全部完全に売却されて、今の JR 東日本のような感じになった場合には、郵政民営化法に基づく規制はないということです。ユニバーサルサービスの規制から外れると理解してよろしいのでしょうか。

○南副室長

少し補足をさせていただきますと、ユニバーサルサービスの責務を課せられている対象は、特殊会社たる日本郵政と合併後の新会社たる日本郵便に限られてございます。したがって、一般会社であるところの郵便貯金銀行、郵便保険会社にはユニバーサルサービス責務は、直接義務としては課せられてございません。

その上で今、先生から御指摘のありました全株処分がなされた場合に、上乗せ規制は解除されることとなります。もう一つ加えますと、限度額の規制もその時点でなくなります。したがって、上乗せ規制と考えられている部分、いわゆる業法にアドオンしている部分が民営化法に基づくプラス $\alpha$ の規制でございますので、そこはすべて解除される仕組みになると御理解いただければと思います。

○米澤委員長代理

こういうのを聞くのはいかがなものかと思うのですけれども、例えば2分の1以上処分された段階で外資系の銀行か何かに TOB されたような場合は、特に外国何とかという条項がないとすれば、別にそういうものは排除するものではないという理解でよろしいのでしょうか。

○南副室長

金融2社につきましては金融関係の WTO 協定がございまして、その中で外資規制はすべて撤廃されてございますので、郵貯、簡保も例外ではございません。一般会社として同様の規律に服してございますので、外資規制の対象にはなってございません。

○西室委員長

三村委員、どうぞ。

○三村委員



ユニバーサルサービスで基金を今回廃止されたということですが、ユニバーサルサービスをやるコストをどうするかとか、郵便事業においてはかなり議論があったと思っております。大変難しい議論であったと思うのですが、今回、基金を廃止されたのは、それぞれの企業の自主性に委ねるということで、それはそれで結構だと思っておりますけれども、ユニバーサルコスト負担というのは、基本的にそれほど問題ないという判断だったということですか。

#### ○南副室長

そういうことではなくて、まさにそれが3党協議の中でもユニバーサルサービスをだれがどういう形で負担して、郵便局ネットワークを維持していくのかということは喧々諤々御議論された中心的なテーマの1つであろうと思っております。今回廃止をされます基金と申しますのは、結果としてユニバーサルサービスの確保につながるかもしれないというもので、直接的にユニバーサルサービスを担保するための仕組みとは異なっておりまして、1兆円で積み立てて、その運用益を充てる、いろいろ事業実施計画をつくるに当たって大臣の認可もとらなければいけない。正直言って余り使い勝手がよろしいとは言えない仕組みであったということと、郵便局ネットワークの維持コストというものは、何をもって維持コストなのかというのはなかなか難しいんですけれども、郵便局のネットワークを維持するために今、1.2兆円ほどコストがかかっておりまして、それはどこで判断するかというと、関係会社から窓口委託手数料という形で回収しているものがございまして、郵貯から6,000億、簡保から4,000億、郵便から約2,000億、3対2対1という仕組みになってございまして、ここを実態として言ってみれば郵政グループ全体として郵便局ネットワークを維持するためのコストを賄っているのではないかと。その形態を引き続き維持していくことは極めて重要であるということは、3党間でも議論のあったところでございます。

正直言ってその郵政グループ全体でコストを負担しながら国の補助金等々に頼らずに、自律的に経営判断として郵便局ネットワークを維持していく努力を、これからも政府の方

も求めてまいりたいと思っておりますが、個々具体的な方法としてこの基金というものがある必然性もないのではないかとということで、今回廃止の結論に至ったということでございます。

○清水事務局長

補足しますと、基金を設けて実際に発動させようとする、非常に要件が厳しかった。その基金がなければユニバーサルサービスが確保できないんだと言われると、お金を借りてきたらそれでできるのではないかとか、もろもろ理屈が立ちまして、現実的に全然使われませんでした。

しかも自分たちの利益を積み上げる形になっておりますので、会社としては本当に効率的なもの、あるいはいろんな投資をしたいというときに、そこで1兆円もためて、本当にそれがユニバーサルサービスの方に効率的に回し得るかという議論もございましたので、言わば企業体としての自由なものとしては、果たしてそれが効率的か。ユニバーサルサービスは義務づけられたのだから、今までの経緯からやってきた方法で十分に確保できるのではないのかという議論もありまして、今回は基金は早い時期から、なくてもいいのではないかと議論が3党の中でされました。

○西室委員長

清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。

私も今回の法改正というのは、ユニバーサルサービスの対象が郵便のみから郵便、貯金、保険の3事業に拡大されたというのは、大変有意義だと思っております。

そこで質問させていただきますが、今回、郵便局と定義されている郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行う郵便局は、ユニバーサルサービスが法定化された後、すべて全国津々浦々存在しているのかどうか。改めて簡易郵便局も定義されましたので、簡易郵便局を含めれば全国の市町村にこの法の理念を実現する郵便局が存在するのかどうか。

もし幾つかでもそれが満ちていない地域があるならば、この改正後の法の趣旨からは整えていかなければならない。そうなりますと、どういうふうな準備がこの平成 24 年 10 月 1 日までに必要なのか。目標として可能であれば平成 24 年 10 月 1 日というのが置かれていますので、恐らく各郵政グループはこのために御準備されていくと思うんですが、具体的にはどんなことがこの短い間に準備されなければならないのかについて、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

#### ○南副室長

郵便局の定義の変更に伴いまして、従来の郵便局の設置基準の考え方に少し変更を加えなければいけないのは、後ほどまたメインの 이슈として御議論いただきたいと思いますが、基本的な考え方は簡易郵便局も含めて、現在 2 万 4,000 ある郵便局のネットワークの水準を、きちんと 10 月 1 日に施行以降も基本的にはそれを維持する、後退をさせないという基本的な考え方の下に設置基準を作るべきであるということが、国会の方でも大変大きな議論があったところでございますので、それを反映するような形での改正を今、検討させていただいています。

それとは別に、10 月 1 日に施行していただくということを今回アナウンスさせていただいておりますのも、会社の方もいろいろ準備を進めていただかなければいけないということでございまして、特にお客様との関係で混乱が生じることがないように、さまざまな帳票や看板などいろいろな諸準備を勿論やっていただかないといけないと思いますし、今まで間仕切りというわけではないですけども、郵便事業会社と局会社は分かれていたことに伴いまして、いわゆる壁のようなものがあって、お互いの意思疎通が十分図れていなかった面もございますので、改正法によって新会社ができることに伴って、その辺の統合効果を上げるためのさまざまな工夫、それは運用も含めまして、それを現在、会社の方で準備、検討を進めていただいているところでございます。

#### ○清原委員

御説明ありがとうございました。よくわかりました。

もう一点だけ、その他のところに郵政事業における公益性・地域性の発揮というのがあるて重視されています。確かに民営化される前には、地域のいわゆるコミュニティセンター的な機能を各郵便局が果たしていたことがあると思いますし、残念ながら民営化のプロセスの中で、ひょっとしたらこの辺りがいろいろな事情で希薄化されたということから、あえてこの公益性・地域性の発揮ということが書かれたと思うんですけども、法律の中ではこのような文言になりますが、具体的なイメージとして何か国会の議論の中で際立って私たちが承知しておくべきようなことがあれば、1つだけで結構です。御紹介いただければと思います。

#### ○南副室長

清原先生から大変重要な御指摘をいただきました。民営化した企業ではありますけれども、公益性・地域性の発揮が求められる。郵便局のネットワーク、地域への密着性を生かして、地域の絆を深めるような業務が若干おろそかになりつつあるのではないかという反省の下に、実は政府が提出して、取り下げましたが、郵政改革法案の中にも公益性・地域性をきちんと発揮すべきだという要素が実はあったものですから、そこは是非生かしてもらいたいということで民主党さんの方からの要望でつけ加えられた部分です。これは与野党対立する論点ではございませんで、そこはコンセンサスが得られたところでございます。要は地域の利便性を高めるための業務として、ワンストップのさまざまな行政の代行的な、あるいは取次ぎ的なサービスも郵便局で試行的なものも含めて今、展開しているところでございまして、パスポートはなかなか難しいんですけども、それ以外の各種証明書の発行の取次ぎといったものも手がけて、特に過疎地域においてはそういうワンストップのニーズが非常に高うございますので、そういったところを充実していくべきであるということとは、国会の附帯決議の中でも地域の利便性を高めていくような業務に、もっと力を入れるようにということが決議されてございます。

#### ○西室委員長

ほかにどなたか。

それでは、特にございませんようでしたらば、この件については、またその都度質問もあると思いますし、解説していただかないといけない部分も出てくると思いますけれども、このくらいにさせていただきますして、次に省令事項について総務省から御説明をよろしくお願いいたします。

○南副室長

省令の前に政令だけ簡単に。

資料2という紙をお配りさせていただいております。実は限度額の政令の実質的な中身は変更ないんですけれども、合併に伴って会社の名前が変わるという改正も一応形式上、委員会の意見を求めなければいけないという法律上の要請になってございますので、意見を求めさせていただきたいというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんになっていただきますと一目瞭然のとおり、郵便事業、郵便局会社が日本郵便に変わるという規定の整理だけでございまして、これはグループ内で預金をやりとりする場合に、それは限度額カウントの対象から外れているという趣旨の規定を、そのまま残させていただくものでございます。

3ページ、委員会の意見を求めます政令はその1本だけでございますけれども、全体で29本、関係各省にまたがっておりますが、民営化法の改正に伴いまして全部で29本の政令を一括して改正もしくは廃止するという政令案を現在、御準備させていただいているところでございまして、先ほど申し上げました基金を廃止することに伴いまして1本政令を廃止することと、あとは大半が新会社、合併に伴って会社名が変わることに伴う規定の整理でございますが、1点だけ、地方自治法の施行令と言われるものがございまして、ここは実質的な内容を変更するものでございまして、この29本まとめて私どもの方から本日からパブリックコメントを1か月程度かけさせていただいて、法律の施行に合わせまして10月1日に、この政令の施行を検討しているものでございます。

限度額の政令は、先ほど申し上げましたとおり規定の整理だけでございまして、実質改正を伴うものではございませんので、これ以上の説明は省略をさせていただきますが、そ

の次のページに参考と書いてございます。地方自治法施行令の経過措置規定を改正するというものでございます。

これは実は現在、郵便貯金銀行は限度額が設定されてございますので、1,000万円を超えるような自治体の公金を預かることは制度的にできない仕組みになってございまして、すべての地方公共団体において、指定金融機関の指定を受けることがかなわない仕組みに現行法はなっております。この心は移行期間の10年が終わったら指定できるようにすれば足りるという考えであったわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり移行期間の期限が必ずしも明確ではなくなったということの一方で、市町村の合併に伴いまして現在23町村で郵便局以外の金融機関が全く1つもないという地方自治体が現れてきてございます。この数も過疎化の進展に伴いまして増えつつある傾向にございます。

したがいまして、23町村で郵便局に公金を預かっていただかないと自治体業務にも支障が生じかねないということでございますので、民営化法の108条で限度額の適用除外の特例が一部、23町村においては認められておるわけでございますけれども、それとプラス、状況の変化としまして平成21年からゆうちょ銀行も全銀ネットに加盟をして、資金を流通できる仕組みが整いましたので、この機会にこの23町村で郵便局以外の金融機関がないところにおいては、その自治体が希望し、かつ、郵便貯金銀行がやっても構わないということについては、指定金融機関として指定することができる措置を、この機会に設けさせていただきたい。ここは総務省の御協力をいただきまして、実質的な規定の整備をこの機会に行わせていただきたいということでございますので、御紹介させていただきたいと思っております。

以上です。

○西室委員長

ありがとうございます。

今の政令の部分につきましては御説明を相当詳細にやっていただいたわけですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。続けて省令の方をよろしく願いいたします。

## ○福岡部長

総務省でございます。

私の方から郵便局の設置基準の省令案につきまして、御提案、御説明をさせていただければと存じます。

資料3ということで新旧が付いてございますが、これは条文だけでございますので、その後にA3判で3つ折りしてございます2枚物の資料、その後に参考資料1～3を付けてございます。これに基づきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、A3判の大きな全体図の資料をお開きいただければと存じます。郵便局設置基準等の改正についてということで、日本郵便株式会社法施行規則の中に、この基準を改正という形で設けるものでございます。

上の欄の枠で改正の概要ということで、まずここを御説明申し上げます。先ほども説明がございましたように、今回の民営化法の一部改正によりまして、郵便、貯金、保険の3事業をすべて含めたユニバーサルサービス提供責務が明記され、これに伴いまして郵便局の定義も従来の郵便窓口を行う営業所というものから3事業、具体的には郵便、貯金、保険の窓口でございますが、この窓口を提供する営業所という形に改正されましたので、この設置基準の省令につきまして、この影響がございますので、これを念頭に置いて改正を行うものでございます。

まず参考1に条文を付けてございます。ここはざっと御確認をいただいた方がよろしいかと思っておりますので、参考資料1をごらんいただければと思っております。左側が現在の郵便局株式会社法でございます。右側の改正後、ここには書いてございませんが、名称は合併に伴いまして日本郵便株式会社法に変わってございます。

こまず第2条第2項で、これはごらんいただいておりますとおり、先ほど申し上げました郵便局の定義が3業務を行うものを言うという形になってございます。その基となっ

ておりますものが第5条。これから新たな株式会社法の中に責務として加わった、いわゆるユニバーサルサービス責務の条文でございます。

第5条でございますように、会社は郵便の役務、簡易な貯蓄、送金、債権債務の決済の役務、いわゆる貯金と振替為替のサービス並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に、かつ、あまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有するということでございます。したがって、ここで郵便局で3事業を一体的にやるという責務が、しかも全国的でということが課されておりますことから、郵便局の定義としては3業務を行うものにしたという経緯でございます。

その下に第6条、郵便局の設置がございます。今回のこの総務省令と申しますのが第6条第1項でございます、会社は総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないということで、この条文自体は従前と一緒にございます。

ただ、2項が加わっております、会社は総務省令で定めるところにより、業務開始の際、届け出なければいけない。1号で郵便局の名称及び所在地。これが郵便局でございますので、3事業とも行っている営業所イコール郵便局の名称等を届けてもらう。更に2号に会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行業務または保険窓口業務を行わないもの。つまり3事業は行っていないところの名称、所在地も届け出てくださいということになってございます。

したがって、法律の意図といたしまして、郵便局の定義を3業務として、確かに基本的には3事業そろっている郵便局で一体的に全国的に提供しようということでございますが、第2号で3事業を行っていないところの営業所につきましても届け出をさせているということからいたしますと、この3事業を行わない、先ほどもお話がございました簡易保険局、簡易郵便局が大半でございますが、そういった営業所の存在というものも、一応これは法律としても前提として考えているという理解かなということでございます。



なお、ここは届出ということですが、後ほど御説明いたします設置基準に個別の局の改廃が違反するといえますか、満たないような状況になった場合には、最悪の場合には別の条文ですが、一般的に日本郵便株式会社法の中で総務大臣が監督上の命令を行うことができますので、最終的に個別の局や営業所の設置、改廃につきまして問題があれば、最終的な担保としては大臣の命令で担保するという仕組みになってございます。

以上が条文をごらんいただいたということでございます。

A3の資料の2つ目の○でございますが、申し上げましたような法律の趣旨からも含めて、置局水準を後退させないようにすることを念頭に、この省令をつくっていく必要があると考えてございます。したがって、定義としては3事業の窓口をすべてやっていないという意味から郵便局に該当しなくなった営業所も、郵便局に準じて設置基準の対象に含めていくことが必要であろうと考えて、案をつくらせていただいたということでございます。

この実情を御説明させていただきたいと思っております。参考資料3に全体の郵便局の構図を書いた絵があるかと思っております。現在、ここにございますように郵便局は全国で約2万4,000局あるわけでございます。左横をごらんいただきますと、先ほど特定郵便局もという話がございましたが、いわゆる昔は普通局、特定局といった言い方を慣例的にしてございますが、これらはすべて今言いますと郵便局会社の自ら設置する営業所でございますので、直営店となります。それが約2万100か所ほどございます。

その下に簡易局として現在4,069局、これは営業をしている簡易局でございます。赤い点線で左側を囲っておりますように、直営、簡易局含めまして3事業とも行っております郵便局の定義に該当する局が2万535局で、直営店は大半がそうでございますが、簡易局は残念ながら640局しか3業務をやっていないということでございます。

右側の青い点線をごらんいただきますと、では3事業を行っていないところがどうかということで、全国的に3,700か所弱ほどございます。下に書いてございますが、括弧で書いてございますのが過疎地域における局数でございます。直営店の場合には250か所ほどございます。簡易局につきましては大半3,400局余りが3事業をやっていない。更に括弧

で1,789と書いてございますように、こういった局は過疎地に多いということでございます。

網かけをしてございます3事業をやっていないところを、仮に現在の設置基準の対象からすべて除外をしてしまうということになりますと、1つは言ってみれば3事業をやらなところは設置義務の対象ではないということにもなりますので、であればこういう局は会社の都合で廃局を進めてもいいのかという形になる。そうなれば利用者利便を損なうおそれがあるでしょうという問題点が1つございます。

問題点の2つ目は、これは裏腹でございますが、逆に先ほど清原先生からも御指摘がございましたけれども、3事業すべて行う郵便局だけで全国を今からカバーしろと言いますと、それは会社には大変な負担をかけることになりまして、それはまた現実的でないということかと思えます。

言ってみれば国営時代、公社時代、民営化のときにも全国の郵便局は守りましょうという中で制度ができていの中で、現在ある水準といいますのは、確かに地方は先ほど申しましたように簡易郵便局なんかは、過疎地の多いところでは保険をやっていないところは多々ございますが、それは言ってみれば長年の歴史の中で一定程度国民の利用者の理解を得てここまで置局されてきたという実態がございまして、まずそういうところを漏れないように維持していくような形で省令をつくっていくというのが、基本的な考えであろうかなと考えた次第でございます。

御参考に次のページをごらんいただきますと、細かい資料でわかりにくいのですが、先ほど直営局で258局が3事業をやっていないということを申し上げましたが、実は真ん中の直営局の欄に▲258があり、その下に内訳がございまして、うちよ直営店併設局230という数字が書いてございます。これはどういうことかと言いますと、実は同じ建物の中にちゃんと貯金の窓口はあります。ありますが、230局というのは割とむしろ都市部に多いのですけれども、これは郵便局会社に窓口業務を委託するのではなくして、現在、経営判断でうちよ銀行が自らの営業所として、同じ郵便局の建物の中に貯金の窓口のと

ころだけはゆうちょ銀行の社員が直営店として直接サービスを提供しているものでございます。

したがしまして、お客様から見ますとちゃんと3事業の窓口はあるんですけども、そこは郵便局会社の営業所ではないものですから、こういう形で258が抜けているということございまして、これは言ってみれば従来の割と普通局といった大きなところでございますが、実際にはそういう状況でございます。

簡易局につきましては3,429局というのが3事業を行っていないということでございますが、下の方にございますように、実は郵便だけしかやっていないという局が56局、郵便と為替振替しかやっていないところが179局、ですからそれ以外の局、おおむね3,000局以上の局は少なくとも郵便と貯金はやっているということでございまして、3事業欠けているのは大半は保険、しかも保険の募集までやっていないというので定義から外れるので3事業をやっていないという形になる。そういうのが実態でございます。

したがしまして、特に過疎地域において3事業をやっていない局がたくさんあるということでございますが、貯金は大体おおむねやっていると御認識いただければと思います。

参考資料2でございますが、これは国会での御議論を簡単にまとめたものでございます。まず1枚目に附帯決議がございます。これは衆参ともに同文でございます。最後の方に置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずることというのが国会の附帯決議としての御意思でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、質疑の抜粋を付けてございます。例えば上のところの最後にアンダーラインを引いてございますけれども、ここでも提出者、すなわち議員立法の提案者からの答弁といたしまして、置局水準を現行より後退させることがない、このように例えば省令等必要な措置を講ずることを政府に望みたいと思っておりますといったものでございますし、3枚目には私どもの大臣の答弁といたしまして、これもアンダーラインを引いてございます最後の方でございますが、郵便局の設置基準を総務省令におきま

しては、3事業を行っていない簡易局もその対象に含めた形で規定することを考えておりますという答弁をさせていただいております。

A3のところにお戻りいただきますと、今、申し上げましたように2つ目の○で3事業を行っていない営業所につきましても、この設置基準を対象に準じる形で含めたいというのが大きな内容でございます。

3点目の○がございしますが、過疎地におきましては現在の設置基準におきまして法律の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする。つまり、過疎地域につきましてはプラス $\alpha$ の基準といたしまして、原則、今の水準を維持しなさいということになっているわけでございますが、平成19年10月に今の法律施行規則が施行されまして、その後に過疎地域に追加指定されているようなところもございしますので、そういうところも、その趣旨からいたしますと過疎地の対象として付け加える必要があるのではないかとということが3点目でございます。

中身につきましては条文案で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、A3判の2枚目をお開きいただければと思っております。左側が現行の省令でございます。ここの第2条にございますように、どういう内容が規定されておるかとお申ししますと、先ほど申し上げましたように、このゴシック体のところでございますが、会社は過疎地については法の施行の際、これは現行でございますので、平成19年10月1日段階での現存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とするという、まずこの1つのくくりがかっております。

その上で、下に1～3号ございますように、まずは地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されている。これはしたがって地域住民の需要に対応する必要な郵便局の機能あるいはサービスといったものが確保されていることを求める項目でございます。ただ、2号目は非常にシンプルでございますして、いずれの市町村についても1以上の郵便局が設置されている。第3号で、これはロケーション的なものでございしますが、交通、地理その他の事情を勘案して、地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていることということでございます。

これが基本的な基準でございます、3項でございますように、まず過疎地は現行並みを維持するとともに、それ以外の地域については先ほどの1号、2号、3号の基準を満たすことを旨としているものでございます。

今回の改正案が右側でございます。基本的にすべての今の項目を内容的には引き継いでいく必要があると考えております。

まず一番上のところに、まだ条数は入っておりませんが、全体の構成の兼ね合いから順序が変わってございますが、第1項におきまして、会社はいずれの市町村においても1以上の郵便局を設置しなければならないものとするという、最低限1以上というものは当然押さえていきたいと思っております。その際にここでは1以上の郵便局と書いてございますので、この定義上、市町村に必ず最低1つは3事業とも行っている郵便局、営業所を置かなければいけないというようにする必要があるだろうと考えております。

あと、ただし書きに書いてございますのは、これは何を言っているかと申しますと、形式上、先ほど258の直営店で3事業をやっていないんですけれども、実はゆうちょ銀行が窓口を出しているケースがあるものですから、そういうものはちゃんと郵便局を設置することになりますよということを書いている。その他、特に合理的な理由がある場合には、いいですよということを書いております。

第2項のところで、その他の現在の基準をそのまま引き直しております、地域住民の需要への対応、交通、地理その他による容易に利用することができる場所に設置。それから、過疎地において今回はまた改正法の施行になりますので、今回の民営化法の一部を改正する法律の施行の際に、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とするということで、これも引き続き置いているということでございます。

大きなポイントでございます、3事業を行っていないところも含めて記述するという点を3項、4項、特に3項でございます。あくまで今まで1項、2項はまず郵便局というふうに押さえた上で、会社の営業所であって郵便窓口業務を行う者のうち、郵便はすべて行っておりますので、銀行窓口または保険窓口業務を行わないものを、郵便局に準ずるもの

として前2項、すなわち1項と2項でございますので、これらの基準により設置しなければならないということでございます。

これは結局3事業を行っております郵便局と、それ以外の3事業を行っていないものも含めて、すべて今と同じ各基準を満たすことということ、こういう形で書き分けているものでございます。

4項は念のためといいますか、簡易郵便局は建前上、あくまで委託をしている関係でございますので、会社自体の営業所ではございませんので、会社の営業所と見なしておく必要があるというものでございます。

5項で過疎地の定義は現行そのまま見直しております。

最後に、例えば平成19年10月の施行後に過疎地域に新たになった部分をどうするかという点でございますが、それは附則という形で経過措置として付け足しております。ここに書いてございますのは、まず郵便局株式会社法、すなわち今の民営化がスタートした平成19年10月1日の段階で過疎地に該当していた地域は、今後も引き続き過疎地とみなす。また、その日後に新たに過疎地域に編入されることになった地域についても、それぞれ今後引き続き過疎地として、現在のネットワークを維持しなければいけないという対象にするというものでございます。これは実質的にその後に過疎地になったところはいいというわけにはいかないだろうということでございます。

ただ、今後新たに過疎地域になったところは、非常にここは法律のテクニカルなところで恐縮でございますが、原則がこの法律を施行した省令の施行時のものを維持しろと書いてございますので、この後に過疎地に該当するようになった場合には、当然のことながら過疎地に該当することとなったときの設置水準をそのまま維持してくださいという形を、これは念のためでございますが、そういう形をしております。

細かいところまで含めて説明が長くなりましたが、以上でございます。

この省令案につきましても、先ほどの政令案と同様、パブリックコメントをやらせていただきまして、またその結果を御報告させていただいて、また御議論を賜ればと思っております。

○西室委員長

詳細にわたる御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問あるいは御意見などございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○米澤委員長代理

今の点で教えていただきたいのですけれども、それこそ先ほどの JR ではないのですが、地方のローカル線を廃止して結構反対があるとか、今、特に震災絡みで何かいろいろ廃止という話がよく聞こえてくるのですけれども、この郵便局も今まではいろいろなことが手厚くされていますが、なくなったり一時閉店になったりして、周辺住民の人から問題になっている、苦情が出ているケースは結構あるのでしょうか。その辺で何かわかる範囲で教えていただくと嬉しいんですが。

○西室委員長

今の御質問に追加して御質問を申し上げたいのですけれども、私もまだ勉強が足りない部分がありますが、ユニバーサルサービスそのものは極めて大事なものですけれども、長期間一時閉鎖になっている簡易局がある。これは再開するめどがほとんど立たないようなものも含んで、一時閉鎖になっているという現実があるように伺っております。

そういう場合に設置基準を一律に線引きをしてしまうと、すごく難しいことになるので、そういう意味では省令でどういうふうを書くかという難しさはわかるんですが、この際、現実に即して一時閉鎖ではなくて、本当は閉鎖せざるを得ないものは、それをどういうふうな形で整備すればいいのか。現実にはいろんなバリエーションがあるということも伺っておりますけれども、それについてどういうふうを考えていけばいいか。

郵政民営化法を改正されて、国会の論議の中では今年10月1日にも郵便局会社と郵便会社が合併して新しい会社になる。新しい会社になるときに過去、前の方で整理し切れていなかった部分というのは、それをそのまま引き継ぐよりは、この際、清算してしまった方がいいのかなと考えるんですが、今の御質問も踏まえて、その辺について御回答いただければと思います。

○福岡部長

まず、米澤先生からお話がありました郵便局の廃局と申しますか、廃止の関係でございますが、技術的に申し上げますと民営化以降で御説明いたしますと、平成19年度以降でございますけれども、これは直営局、簡易局含めまして、廃止をした局数というのは平成19年度以降ですので4年ちょっとでございますが、数で言いますと廃止した局は34局ございまして、直営局は30局、簡易局は4局という状況でございます。

ちなみに簡易局なども大体郵便局数はずっと維持してございますので、逆に少し増えたものも、新たに開設したものもございます。そういう意味では若干減って、若干増えたということでございます。

苦情という点でございますが、個別のことは私どももすべて把握しているわけではございませんで、当然地域の住民の方々にはそういった御不満もあったケースもあろうかと思っております。ただ、どちらかと言いますと、これまで廃止をされております直営局と申しますのは、割と都市部が多うございまして、それから、よくありますのは区画整理ですとか入居ビルの取り壊しによってなくなってしまって、そのままいいやということであるとか、勿論、需要が少なくなって、もういいでしょうという形で廃止したものもございます。

ある意味では委員長から先ほど御指摘の話ともつながってくる部分かと思っておりますけれども、割と形の上では淡々と現状維持を続けてきているというのが実態であろうかと思っております。むしろ私どもが聞こえてくるのは、廃局に伴う苦情といった声よりは、更に開局をしてほしいとか、場所を移転してほしいですとか、そういうものが利用者の声としては逆に聞こえてくるということでございます。まずそれが1点でございます。



簡易局の御指摘でございますけれども、一時閉鎖の関係でございますが、それは確かにおっしゃるとおりでありまして、簡易郵便局の一時閉鎖につきましてはいろいろな事情を背景として、ピーク時には450局ほど一時閉鎖というものがございました。現在は220局ぐらいまで一時閉鎖をしている局数は減ってきております。

実は確かに私どもも、一時閉鎖から再開の努力をこれまで郵便局会社にいろいろと求めてまいりました。大半は一時閉鎖の理由というのは、実は受託をされていらっしゃるものは個人が大半なものですから、御高齢で、あるいは病気といったことでできないといったことで、再開するに当たっては、新たに受託してくださる方がいらっしゃるのかというのが一番大きな問題で、さはさりながら条件、有体に申し上げますと、会社も一時閉鎖を少しでも減らすために、手数料を平成20年に上げて、これでやってくださいということで再開したところもあります。

ただ、私どもも個別にはすべて検証をし切れておりません。御指摘がございましたように、後継者が見つからないという形でずっと続いているというところ、単純にそういうところもあるでしょうが、実際のところ、そこにはそれだけの本当の需要があるのかというところも、恐らくないわけではないだろうと思っております。

これまで割と会社の方も一時閉鎖を、これが大きな問題だという指摘の声が強かったものですから、そこを一生懸命努力します。そういう意味で廃止をしますというのがなかなか言いづらかった点はあるかと思いますが、まさにこういう節目でもございますので、状況として私どもとしてはこうだ、こう認識しておりますから、こうですというのを今日の段階で私はお答えしにくいんですが、まずはそういった実態を総務省としてもこれを機会に把握させていただきたい、調査させていただきたいと思っております。それは現場を持っておりますのは会社でございますので、会社の方に情報等を求めるということから、また検討をスタートさせていただこうと思っております。

○西室委員長

どうもありがとうございます。

ほかにどなたか。三村委員、どうぞ。

○三村委員

1つの意見といたしまして、郵便事業と貯金と保険というのはサービスの特性とか属性が違いますので、その在り方がもう少し多様であってもいいということを前提とした上で、このような全体の制度設計をお進めいただいていいと思います。

3事業一体が基本ですが、立地に合わせて、勿論、郵便事業が常にコアであるとして、それとどう組み合わせるか、あるいは貯金や保険のサービス水準をどういうふうに組み替えるかということについて、比較的やりやすいような形で全体の法体系、省令にしていただければいいのではないかと考えます。

もう一つ、今のお話と関係いたしますけれども、地域事情が相当に変わってきている感じがいたします。本当に不便になってしまった地域と、逆に需要そのものが小さくなったところもあると思いますので、それについて今のお話にありますように、もう少し詳細に検討していただきながら、この問題を扱っていただくということをお願いできればと思います。

○西室委員長

ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見あるいは御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しました議題はおおむね御意見も出尽くしたようでございますので、本日の説明に沿って、今後、政府において作成される政省令、それが実際にでき上がったところで、関係省庁で速やかにパブリックコメントをやっていただくことをお願いしたいと思います。

こちらの委員会はパブリックコメントの結果を踏まえて、政省令案について引き続きまた審議をさせていただきたいということでよろしゅうございますね。

(「異議なし」と声あり)

○西室委員長

ありがとうございます。

それでは、終了の予定時間よりは相当ありますけれども、何かほかにございますでしょうか。

差し当たって本日の77回の会合につきましては審議が終わりましたけれども、次回の委員会は今の予定では7月11日水曜日の15時半からということで予定しております。

議題につきましては、本日論議されました政省令に関する当委員会の意見についての審議、これはパブリックコメントはそれまでに出るんですか。

○南副室長

終わる予定でございます。

○西室委員長

割に早いんですね。

○南副室長

1か月程度でございますので。本日からスタートさせていただきます。

○西室委員長

わかりました。それをやっていただければ審議に入れるということで、効率的に進めたいと思います。

それから、今後郵便貯金銀行と郵便保険会社、これから新規業務の認可が当然出てくる。それがこの委員会の主な業務だというわけでございますけれども、我々の考え方そのものをしっかりと整理しておかないといけないだろうと思っております。

これは前の田中さんが委員長をやっておられたときにも、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」として策定されており、今日もう一度皆様のところにお届けしてございます。内容についても、カバーすべき範囲が非常にしっかりとできているように思いますが、法改正もあったことですから、それをどういうふうに直していくか、あるいは発展的にこれを付け加えた方がいいかとか、そういう御意見があらうかと思っております。

できればこの次の会議には、この件につきまして皆様方の御意見をちょうだいしたいと思いますので、恐れ入りますが、これについての御検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、本日の委員会の模様につきましては、このすぐ後に、この委員会室で、私からプレスへのブリーフィングをさせていただきたいと思いますので、軽微な案件のみの場合などを除いて、これからも定期的に委員会が存在して審議を続けている以上は、それなりのブリーフィングは当然必要だと思いますので、それをやらせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

本日はどうも大変ありがとうございました。

以上